市第25号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月7日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例(番号)

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例 第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第20条の7第1項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横浜 市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から 適用する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給する等のため、横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市一般職職員の給与に関する条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(給料)

第2条 給料は、職員の正規の勤務時間による勤務に対し、支給される報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、 日直手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、財末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当、大地手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当を含む。)を除いたものとする。

(第2項省略)

(災害派遣手当等)

 派遣手当。以下「災害派遣手当等」という。) を支給する。 (第2項及び第3項省略)